

橘公園のさらなる魅力向上のための旧西部公園事務所の有効活用に向けた社会実験に関する質問・回答

NO	質問内容	回答
1	社会実験実施時（以下、社会実験実施時における質問）にグラウンドを臨時駐車場とすることは出来ますか。	<p>社会実験実施日は、臨時駐車場としてグラウンドを利用することを不可とします。</p> <p>駐車は、公園内の駐車場を御利用いただくようお願いいたします。</p>
2	人工池エリアも使用可能でしょうか。また、使用できる場合焚火は可能でしょうか。	<p>人工池エリアの使用は可能です。使用方法等につきましては、市との事前協議が必要となります。</p> <p>また、焚火につきましては、川崎市都市公園条例第4条第1項4号に基づき、原則禁止となります。</p> <p>但し、社会実験期間中は安全対策を講じることを前提とし、具体的な提案内容（希望エリア等）をもとに、市と協議の上実施の可否を判断いたします。（※直火禁止）</p>
3	敷地内においてキッチンカーやキャンピングカーなど車両の乗り入れはどこまでの範囲において可能でしょうか。	別添資料を御参照ください。
4	飲食・飲酒の提供は可能でしょうか。	<p>飲食・飲酒は可能です。但し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に行って実施してください。</p> <p>なお、実施中に発生したゴミ等は清掃等を行うなど、社会実験終了後は、社会実験実施者が自らの費用負担において、使用前の状態に原状回復してください。</p>
5	大幅な利益を上げて構わないでしょうか。	<p>今後の有効活用による公園サービスや公園利用者の利便の向上に向けた、事業可能性や潜在的な需要、提案の市場性等を把握する等の社会実験の趣旨に沿う形であれば、利益の制限はございませんが、利益の一部を地域への還元するなど、公益性に準じた提案を含め、御検討をいただければと思います。</p>

6	大手企業の協力や協賛を得ることは可能でしょうか。また、可能な場合広告を表示しても宜しいでしょうか。	企業等の協力や協賛は可能です。なお、公園内の広告の表示につきましては、川崎市都市公園条例第4条第1項6号に基づき、原則禁止となります。
7	スケボーやBMXは利用可能でしょうか。	具体的な提案内容をもとに、市と協議の上、社会実験の目的や趣旨と照合し可否を判断いたします。
8	一部の利用者だけに限定したサービス提供は可能でしょうか。	実施要領「7提案要件」を満たす内容であれば、提供可能です。
9	音楽や音を出すことは可能でしょうか。また、可能な場合音量制限はございますでしょうか。	社会実験の目的・趣旨を十分ご理解いただき、周辺住民に配慮した上で、実施してください。
10	ドローンを使用しても宜しいでしょうか。	<p>公園利用者の安心・安全を確保するため、公園内における無人飛行機（ラジコン飛行機、ドローン等）の使用は、川崎市都市公園条例第4条第1項10号に基づき、原則禁止としています。</p> <p>但し、社会実験期間中は、具体的な提案内容をもとに、市と協議の上、社会実験の目的や趣旨と照合し可否を判断いたします。</p>
11	花火は可能でしょうか。	<p>花火につきましては、川崎市都市公園条例第4条第1項4号に基づき、原則禁止となります。詳しくは下記のとおりのお取り扱いとなっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ （禁止する花火） <ul style="list-style-type: none"> ・爆竹やロケット花火等の爆発音を発する花火、火の粉が飛び出す花火、打ち上げ花火。 ・パラシュート等の放出物を打ち出す花火、煙を出すことを主とする花火については、煙、火災放出物等により他の公園利用者や近隣住民の迷惑となる恐れがあるため禁止とする。 ◆ （使用できる花火） <ul style="list-style-type: none"> 線香花火や手持ち花火は使用可能。 <p>但し、公園利用者や近隣住民等からの苦情が</p>

		<p>出るなど、公園管理者が「迷惑」となると判断した場合には、禁止するものとする。</p> <p>他の公園利用者や近隣住民に迷惑のかからない範囲で行うことが前提条件となる。</p> <p>但し、社会実験期間中は、具体的な提案内容をもとに、市と協議の上、社会実験の目的や趣旨と照合し可否を判断いたします。</p>
12	公園に寝泊まりすることは可能でしょうか。(キャンプ体験など)	<p>公園で寝泊まりすることにつきまして、川崎市都市公園条例第4条第1項10号に基づき、他の公園利用者や近隣住民に不安を与える恐れがあるため、原則禁止とさせていただきます。</p> <p>但し、社会実験期間中は、具体的な提案内容をもとに、市と協議の上、社会実験の目的や趣旨と照合し可否を判断いたします。</p>
13	禁止事項はありますか。	<p>川崎市では、川崎市都市公園条例第4条第1項各号において、禁止行為を定めております。別添資料を参照ください。</p> <p>但し、社会実験期間中は、具体的な提案内容をもとに、市と協議の上、社会実験の目的や趣旨と照合し可否を判断いたします。</p>
14	公園内の建物は火災保険、施設賠償責任保険の加入はなされていますでしょうか。また、加入されている場合、保険の適用に制限はありますか。	<p>公園内の旧西部公園事務所(建物)では、火災保険及び市が所有する施設に対する損害賠償責任保険に加入しております。</p> <p>なお、保険の適用は地震や洪水などの自然災害は適用外となりますが、その他の行為につきましては、状況に応じた適用となります。基本的には、市側に施設・業務上の瑕疵が認められる場合には保険の対象となりますが、施設内の突発的・偶発的な事故は、市に賠償責任が発生しないため対象となりません。全てをカバーするためには別途イベント保険に入る必要があります。</p>

15	社会実験実施が決まった場合、近隣への広告や周知方法に制限はありますか。	社会実験の周知開始時期・方法につきましては、具体的な提案内容をもとに、事前に市と協議をさせていただきます。
16	今回の社会実験の場を撮影した動画・写真などを当方名義で公開公表することについて制限ございますでしょうか。	御来場いただく方々の個人が特定されないよう、写真を加工するなどの御配慮いただきますようお願いいたします。 なお、公開公表する時期・内容につきましては、市と協議の上、決定させていただきます。